

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A弁護士高梨光上告趣意第一点について。

所論(1)の共謀の事実並びに牙保行為は原判決挙示の証拠によつて優に認定できるのである。又牙保は赃物の処分行為の媒介周旋をすれば足り、そのため利益を伴うことを要するものではない。されば所論は事実誤認の主張と牙保行為に対する独自の見解を主張するものであつて論旨は理由がない。

所論(2)は、これ又原判決認定の事実はその挙示証拠によつて明らかに認めることができるから、事実誤認の主張であつて上告適法の理由とならない。尚、証人Bの原審供述中には所論指摘のような供述(当夜は暗かつたのでCAの二人がその内にいたかどうかはつきりしないとの点)はあるけれども、本件強盗行為ににつき被告人Aが共犯の一人であつた事実は原審挙示証拠中の原審相被告人C第一審相被告人D並びに被告人Aの自供によつて明らかなるところであるから、原判決には採証上についても何等の違法はない。

同第二点について。

所論は量刑不当論であるから、上告適法の理由とならない。

被告人A提出の上告趣意について。

右は原判決認定の事実には間違つたところがあること、且つ寛大な処分を願うと云うのであつて、かゝる事由は刑訴応急措置法第一三条第二項により、当裁判所に対する適法な上告理由とならないからこれを取り上げるわけにはゆかない。

被告人E弁護士栗原良哉上告趣意第一点について。

所論指摘の供述調書を見ても、その供述が強制によつたものである等とは到底認められない。所論は結局原審の証拠判断に対する非難に過ぎないから、上告適法の

理由とならない。

同第二点について。

贓物知情のような犯罪の主観的要件たる事項については、被告人の自供以外に直接の補強証拠を必要としないことは、当裁判所屢次の判例とするところである（昭和二三年（れ）第一八五号同二四年四月七日第一小法廷判決判例集三巻四号四八九頁。昭和二三年（れ）第七七号同二四年五月一八日大法廷判決判例集三巻六号七三四頁。各参照）。それ故論旨は理由がない。

仍つて、刑訴施行法第二条旧刑訴法第四四六条に従い、主文のとおり判決する。

この判決は全裁判官一致の意見である。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二五年八月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官

裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎